

廃炉発官 R 7 第 1 6 8 号
令和 8 年 2 月 1 3 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
一部補正について

令和 7 年 4 月 2 3 日付け廃炉発官 R 7 第 2 3 号をもって申請しました福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙の通り一部補正をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

補正箇所、補正理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

遠隔技術活用推進室設置及び職務に関する記載見直しに伴う変更に関して、審査の進捗を踏まえ、下記の通り補正を行う。

なお、遠隔技術活用推進室設置に伴う変更については、申請を取り下げることとする。

また、廃炉に関わる電気設備の設計、建設、保守業務の品質・安全性の向上を目的とした、配電・電路グループの業務の再配分に伴う体制変更並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う変更について、本申請に併せて変更を行う。併せて、原規規発第2511183号、第2512082号にて認可された実施計画の反映を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第4条

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う記載変更の取り下げ
- ・配電・電路グループ体制変更に伴う変更

第5条

- ・審査進捗に伴う記載の変更
- ・配電・電路グループ体制変更に伴う変更
- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う記載変更の取り下げ
- ・原規規発第2511183号にて認可された実施計画の反映

第9条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第11条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第18条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第20条～第33条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第81条～第82条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

附則

- ・配電・電路グループ体制変更に伴う変更
- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う記載変更の取り下げ
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化
- ・原規規発第2512082号にて認可された実施計画の反映

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第4条

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う記載変更の取り下げ
- ・配電・電路グループ体制変更に伴う変更

第5条

- ・審査進捗に伴う記載の変更
- ・配電・電路グループ体制変更に伴う変更
- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う記載変更の取り下げ
- ・原規規発第2511183号にて認可された実施計画の反映

第9条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第11条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第55条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第72条～第75条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第118条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

第120条～第121条

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

附則

- ・配電・電路グループ体制変更に伴う変更
- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う記載変更の取り下げ
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化
- ・原規規発第2512082号にて認可された実施計画の反映

第3編 (保安に係る補足説明)

1 運転管理に係る補足説明

1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う記載の適正化

以上

別添

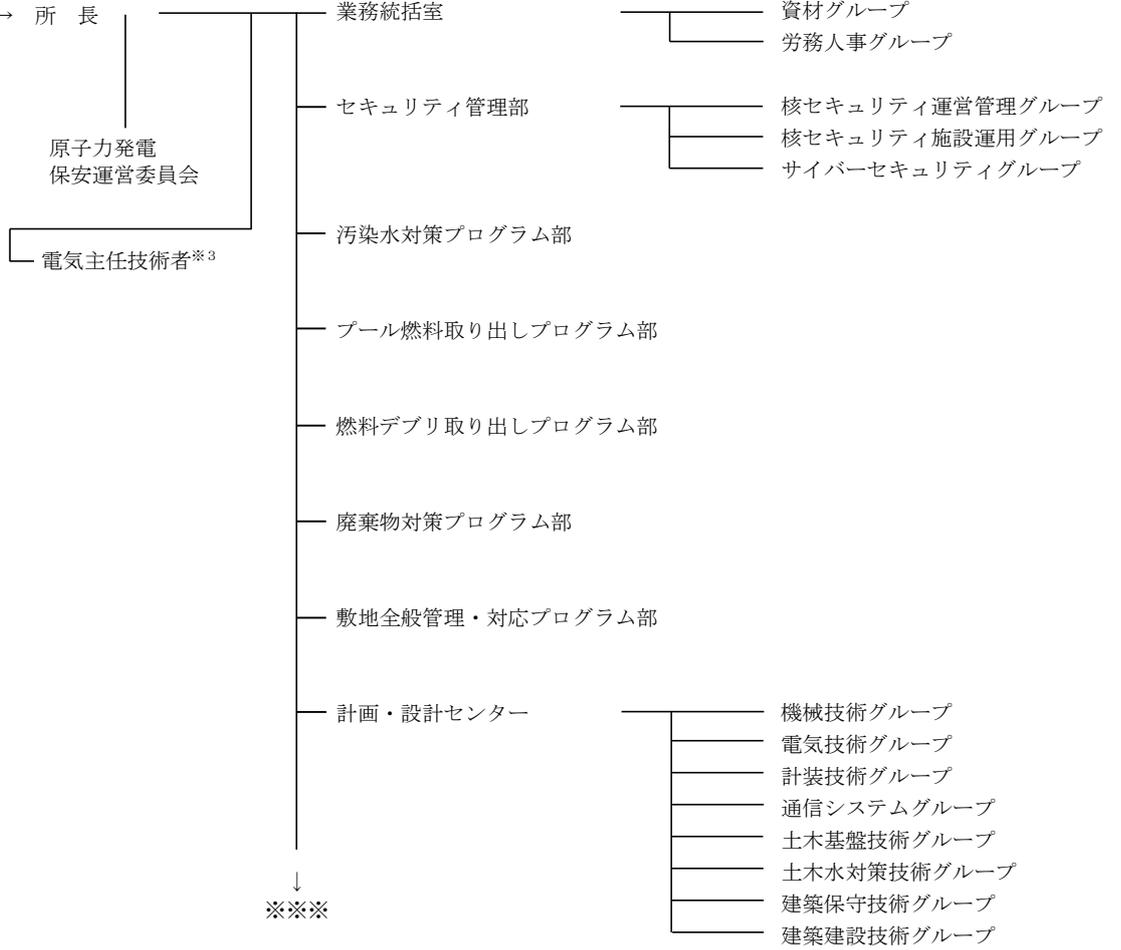
第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

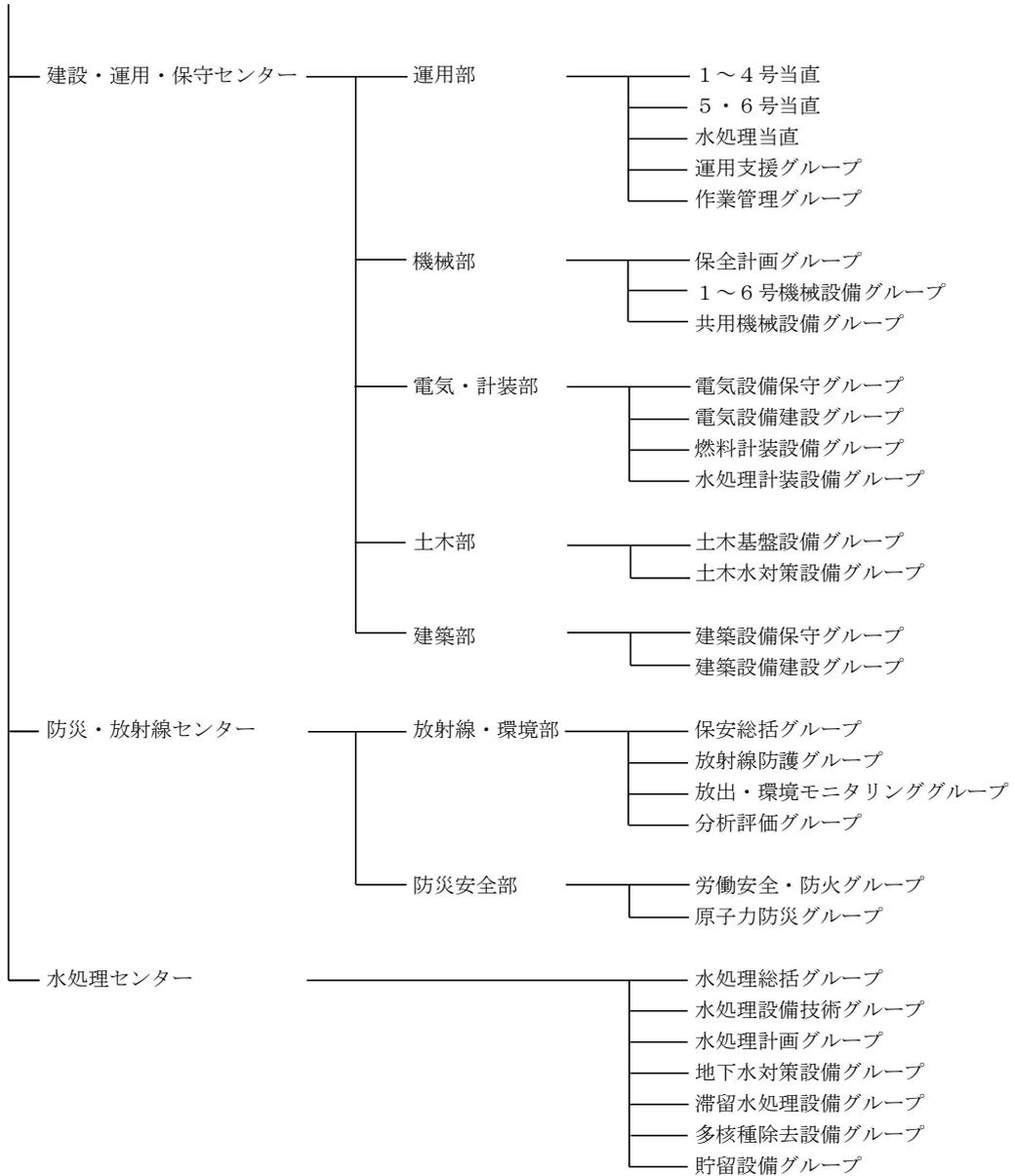
【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者※³

※※→ 所 長



※³：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。



(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安全管理基本マニュアル」の中で定める。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
- (3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
- (4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、調達部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人材育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- (5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。
- (6) 廃炉安全・品質室は、原子力安全及び品質保証体系の総括並びに不適合管理に関する業務を行う。
- (7) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
- (8) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。
- (9) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。
- (10) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安全管理基本マニュアル」の中で定める。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。

- (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務

を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。

- (2) 業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。
- (3) セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。
- (4) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。
- (5) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務を行う。
- (6) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。）、原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設等、放射性物質分析・研究施設、大型廃棄物保管庫のプロジェクトの計画及び管理並びに放射性物質分析・研究施設の設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（サイトバンカを除く。）、大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等の管理に関する業務を行う。
- (8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。）
- (9) 計画・設計センターは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る

る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る機械設備，電気設備，計装設備，土木設備，建築設備の設計に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部，燃料デブリ取り出しプログラム部，放射線・環境部，水処理センターが所管する業務を除く。）

- (10) 運用部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部，廃棄物対策プログラム部，土木部，水処理センターが所管する業務を除く。）
- (11) 機械部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部，燃料デブリ取り出しプログラム部，水処理センターが所管する業務を除く。）
- (12) 電気・計装部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る電気設備，計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部，水処理センターが所管する業務を除く。）
- (13) 土木部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。
- (14) 建築部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る建築設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。）
- (15) 放射線・環境部は，放射線管理，液体・気体放射性廃棄物管理，放射能・化学分析等，放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また，その他安全確保設備等のうち，放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計，建設・設置，保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。
- (16) 防災安全部は，防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。
- (17) 水処理センターは，1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送，処理，貯留及び多核種除去設備等により，トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送，貯留，放出の運転計画，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，汚染水処理設備等，滞留水を貯留している建屋，多核種除去設備等，サブドレン他水処理施設，雨水処理設備等，ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計，建設・設置及び保守管理，ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，ゼオライト土嚢等処理設備，その他安全確保設備等のうち，油処理装置に係る機械

設備の設計，建設・設置，保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等，第二モバイル型ストロンチウム除去装置等，放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備，電気設備，計装設備の保守管理に関する業務を行う。

3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。

- (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 本社各部長（原子力人材育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (4) 各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 計画・設計センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (6) 建設・運用・保守センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (7) 防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (8) 水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (9) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (10) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (11) グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。

(原子炉主任技術者の職務等)

第9条

原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。

- (1) 安全確保設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。
- (2) 表9-1に定める事項のうち、第79条及び第80条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。
- (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。
- (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。
- (5) 第82条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。
- (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。
- (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。
- (8) その他、安全確保設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。

2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

表9-1

条 文	内 容
第45条（管理対象区域の設定及び解除）	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除
第46条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除
	第7項に定める管理区域の設定及び解除
第79条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第80条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画

表 9 - 2

条 文	内 容
第 1 6 条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第 3 1 条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第 3 2 条 (保全作業を実施する場合)	必要な安全措置
	施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合
第 8 2 条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 (以下「福島第一炉規則」という。) 第 18 条第 2 号から第 7 号, 第 9 号から第 11 号及び第 13 号から第 15 号に定める報告事象が生じた場合

表 9 - 3

記 録 項 目
1. 運転日誌
2. 燃料管理に係る記録
3. 引継日誌
4. 放射線管理に係る記録
5. 放射性廃棄物管理に係る記録
6. 安全確保設備等の巡視又は点検の結果
7. 保安教育の実施報告書

第4章 運転管理

第1節 通則

(構成及び定義)

第11条

第3節(第30条から第33条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと各GM^{※2}が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと各GM^{※2}が判断した場合

※2：各GMが不在で施設運用上の基準を満足していないと判断できない場合は、当直長が施設運用上の基準を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。

2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

安全確保設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ. 1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等の監視等 (4) 不活性雰囲気等の維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策
速やかに	<p>第4章運転管理第3節施設運用上の基準において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※³準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p>
直ちに	<p>第4章運転管理第3節施設運用上の基準において「直ちに」とは、本実施計画「Ⅱ. 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画」の「異常時（臨界時）の評価」において想定する事象を引き起こす可能性がないと判断し得る、十分短い時間で実施することを意味する。</p>
当直長	<p>第11条、第12条、第15条、第32条及び第33条における「当直長」とは、1～4号当直及び水処理当直の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、水処理当直の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、1～4号当直の当直長をいう。</p>

排水完了エリアに貯留する残水	本編において「排水完了エリアに貯留する残水」とは、建屋に貯留する滞留水と水位が連動しておらず、滞留水を排水可能限界レベルまで排水したと水処理計画GMが判断※4したエリアの滞留水をいう。
床面以下に貯留する残水	本編において「床面以下に貯留する残水」とは、床面を露出させた上で残った滞留水のうち、高線量環境であり、排水可能限界レベルまでの排水が困難なものの、系外漏えいリスクが低いエリアの床面以下にある滞留水をいう。
水位安定エリアに貯留する滞留水	本編において「水位安定エリアに貯留する滞留水」とは、対象とする建屋からの排水によって生じる限定されたエリアにおいて、その水位がその他のエリアにおける建屋に貯留する滞留水と水位が連動しておらず、その水位が安定しており、かつ速やかに排水することが困難であると水処理計画GMが判断※4したエリアの滞留水をいう。
建屋に貯留する滞留水	本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。

※3：関係者への連絡，各運転員への指示，手順の準備・確認等を行うこと。

※4：判断するまでの期間は当該滞留水を建屋に貯留する滞留水と定義し，第26条を適用する。ただし，「床面以下に貯留する残水」または「水位安定エリアに貯留する滞留水」から「排水完了エリアに貯留する残水」へ変更する際，判断するまでの期間は当該滞留水をそれまでの区分で定義し，管理を継続する。

なお，水位の連動は当該滞留水以外の建屋に貯留する滞留水と比較する。

第3節 施設運用上の基準

(原子炉注水系)

第18条

原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{*1}は表18-1に定める事項を施設運用上の基準とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転中の原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。

- (1) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が $3.0\text{m}^3/\text{h}$ を超えた場合
- (2) ほう酸水の注入に伴い、原子炉注水系を停止する場合
- (3) 運転中の原子炉注水ポンプの停止等、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合において、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できなくなった時点から24時間以内に原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合。なお、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するまでの間においては原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を1時間に1回確認する。

2. 原子炉注水系が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。なお、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が確認できない場合には原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を評価し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。
- (2) 安全・リスク管理GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。
- (3) 当直長は、原子炉注水系を運転するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。
- (4) 当直長は、待機中の原子炉注水系の各設備について、表18-2に定める事項を確認する。

3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める施設運用上の基準（原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全・リスク管理GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。

※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプの2系列をいう。

表18-1

項目	施設運用上の基準
原子炉圧力容器底部温度	80℃以下※2
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向※2がないこと
運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること
待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること※3
任意の24時間あたりの注水量増加幅	3.0m ³ /h以下※4

※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には施設運用上の基準を満足していないとはみなさない。

※3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。

※4：以下の場合を除く。

- ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。
- ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、3.0m³/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。

表18-2

項目	頻度
待機中の原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回

表 18-3

条件	要求される措置※ ⁵	完了時間
A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A 1. 当該温度について施設運用上の基準を満足させる措置を開始する。	速やかに
B. 運転中の原子炉注水系が施設運用上の基準を満足しないと判断した場合	B 1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。	速やかに
C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C 1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	D 1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに

※5：要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認する。

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第20条

使用済燃料プールの水位及び水温は、表20-1で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、3号炉及び4号炉を除く。

2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 - (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。
 - (2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65℃以下(1号炉は60℃以下)であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65℃以下(1号炉は60℃以下)であることを評価する。
3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表20-2の措置を講じる。

表20-1

項目	施設運用上の基準
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下(1号炉は60℃以下)

表20-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールの水位が施設運用上の基準を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料プールの温度が施設運用上の基準を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに

(使用済燃料共用プールの水位及び水温)

第21条

使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表21-1で定める事項を施設運用上の基準とする。

2. 使用済燃料共用プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料共用プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。

3. 当直長は、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じる。

表21-1

項目	施設運用上の基準
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料共用プールの水温	65℃以下

表21-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料共用プールの水位が施設運用上の基準を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。	速やかに
	及び A 2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに
B. 使用済燃料共用プールの水温が施設運用上の基準を満足しないと判断した場合	B 1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに

(使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えい監視)

第22条

使用済燃料プール一次系系統は、表22-1で定める事項を施設運用上の基準とする。

2. 使用済燃料プール一次系系統が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 - (1) 当直長は、使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合（漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む）には、巡視等により建屋外への漏えいがないことを確認する。
3. 当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表22-2の措置を講じる。

表22-1

項目	施設運用上の基準
使用済燃料プール 一次系系統	一次系系統水の建屋外への漏えい ^{*1} がないこと

※1：一次系系統から二次系系統への漏えいが生じた場合において、漏えいが二次系系統内に留まっている場合は、建屋外への漏えいとはみなさない。

表22-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プール一次系系統が施設運用上の基準を満足しないと判断した場合	A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに

(ほう酸水注入設備)

第23条

原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表23-1で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、以下の期間は、施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。

(1) ほう酸水の注入準備から、注入後の表23-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表23-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。

2. ほう酸水注入設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 分析評価GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。

(2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。

3. 当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。

表23-1

項目	施設運用上の基準
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること

表23-2

条件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内でない場合	A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図23-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 8時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに

図 2 3 - 1

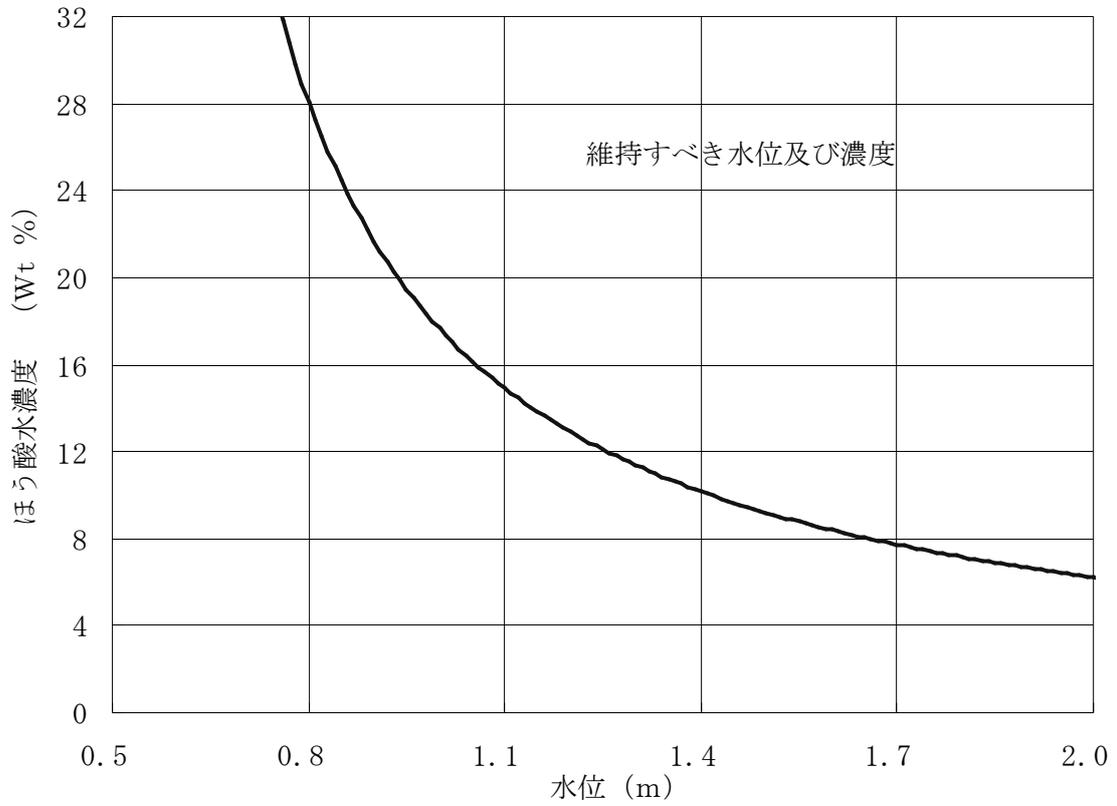
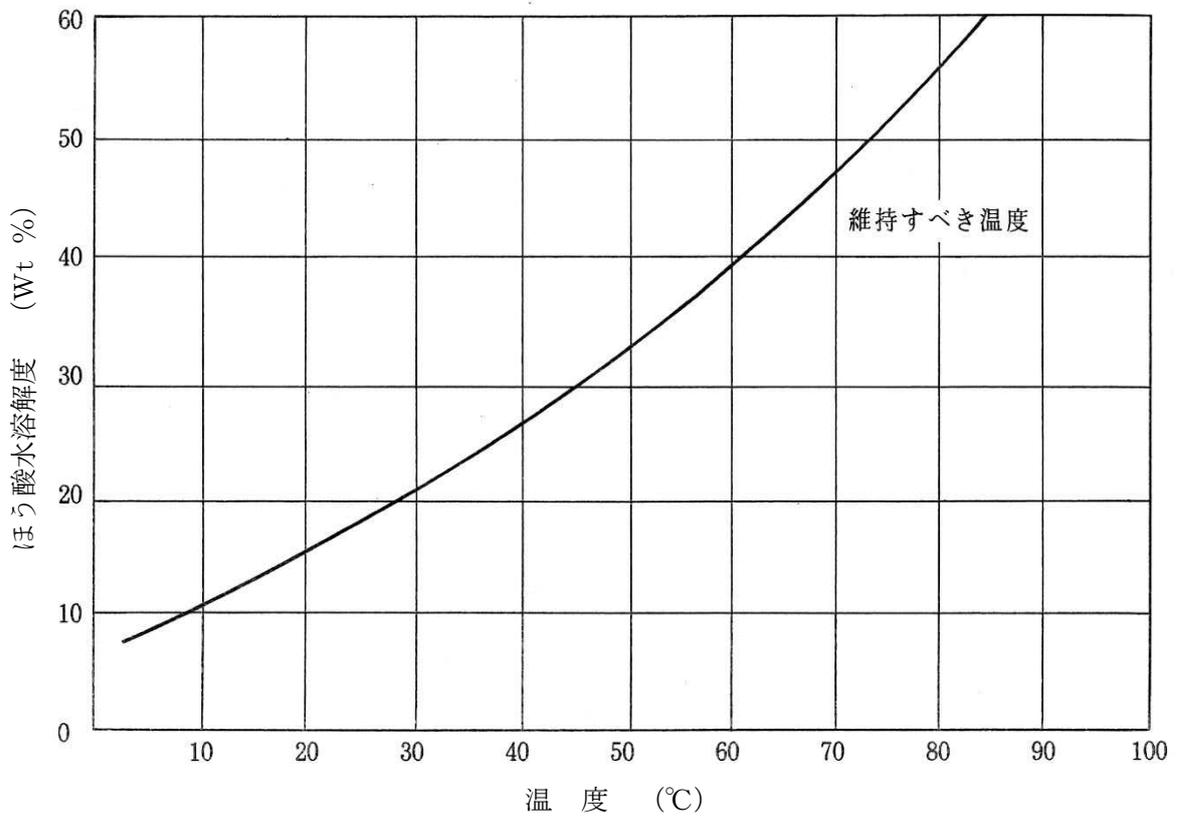


図 2 3 - 2



(未臨界監視)

第24条

原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表24-1で定める事項を施設運用上の基準とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器に対する施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。

(1) 運転中の原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが停止した場合において、直ちに当該排気ファン又は他の排気ファンが自動起動したことにより、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネル動作可能となる場合

2. 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。

(2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。

3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じる。

表24-1

項目	施設運用上の基準
短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 ^{※1}	1チャンネルが動作可能であること ^{※2}

※1：原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断し、表24-2 B1を実施している間は、表24-1「短半減期核種の放射能濃度」に関する施設運用上の基準を満足していないと判断しなくてもよい。なお、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、速やかに第2項(1)の確認を実施する。

※2：動作可能であることとは、原子炉格納容器内のガスが原子炉格納容器ガス管理設

備内に通気され、短半減期核種の放射能濃度が監視可能であることをいう。

表 2 4 - 2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 短半減期核種の放射能濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回 速やかに
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに

(格納容器内水素濃度)

第25条

格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を施設運用上の基準とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。

2. 格納容器内水素濃度が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する^{※1}。

※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。

- ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。
- ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。
- ③安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。
- ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。
- ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。

3. 当直長は、格納容器内水素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じる。

表25-1

項目	施設運用上の基準
格納容器内水素濃度	2.5%以下

表 2 5 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内水素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに

(建屋に貯留する滞留水)

第26条

建屋に貯留する滞留水は、表26-1及び表26-2に定める事項を施設運用上の基準とする。また、建屋近傍のサブドレン水は、表26-3に定める事項を施設運用上の基準とする。

2. 建屋に貯留する滞留水、建屋近傍のサブドレン水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、2号炉及び3号炉のタービン建屋、プロセス主建屋並びに雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位^{※1※2}を毎日1回確認する。
- (2) 当直長は、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋及び1～4号炉廃棄物処理建屋の滞留水の水位^{※1※2※3}が建屋近傍のサブドレン水の水位^{※4}より低いことを毎日1回確認する。
- (3) 当直長は、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位^{※1※2※3}が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認する。
- (4) 水処理計画GMは、建屋に貯留する滞留水のうち、滞留水移送装置での水位調整が可能なエリアと水位が連動しておらず、かつ水位が安定していることが確認できないエリアに貯留されている滞留水の水位を毎日1回測定し、その結果を当直長に通知する。
- (5) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水と判断した滞留水について、水位安定エリアに貯留する滞留水に該当する旨を当直長に通知する。
- (6) 水処理計画GMは、排水完了エリアに貯留する残水と判断した滞留水について、排水完了エリアに貯留する残水に該当する旨を当直長に通知する。
- (7) 分析評価GMは、1～4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム134及びセシウム137)を1週間に1回測定し、その結果を当直長に通知する。

※1：電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。

※2：第2項(4)にて水処理計画GMが測定を実施しているエリアの水位を含む。

※3：塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。

※4：電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、当該サブドレン近傍のサブドレン水位計等を確認し、水位を評価する。

3. 当直長は、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める施設運用上の基準を満足してい

ないと判断した場合、表 2 6 - 4 の措置を講じる。

表 2 6 - 1

項目	施設運用上の基準
2号炉のタービン建屋の滞留水水位	T. P. 2, 064mm 以下
3号炉のタービン建屋の滞留水水位	T. P. 2, 064mm 以下
プロセス主建屋の滞留水水位	T. P. 4, 238mm 以下
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	T. P. 2, 754mm 以下

表 2 6 - 2

項目	施設運用上の基準
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位	
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位	
プロセス主建屋の滞留水水位	
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	

表 2 6 - 3

項目	施設運用上の基準
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	

表 2 6 - 4

条件	要求される措置	完了時間
A. 2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位が表 2 6 - 1 を満足していない場合	A 1. 当該号炉のタービン建屋の滞留水水位を T. P. 2, 064mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに
B. プロセス主建屋の滞留水水位が表 2 6 - 1 を満足していない場合	B 1. プロセス主建屋の滞留水水位を T. P. 4, 238mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに
C. 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が表 2 6 - 1 を満足していない場合	C 1. 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位を T. P. 2, 754mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに
D. 各建屋の滞留水水位が表 2 6 - 2 を満足していない場合	D 1. 当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び D 2. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 以降 3日に1回
E. 各建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度が表 2 6 - 3 を満足していない場合	E 1. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。 及び E 2. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 以降 毎日1回

(水位安定エリアに貯留する滞留水)

第26条の2

水位安定エリアに貯留する滞留水は、表26の2-1に定める事項を施設運用上の基準とする。

2. 水位安定エリアに貯留する滞留水を管理するとともに、前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水水位の基準値^{*1}を定め、当直長に通知する。
- (2) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。
- (3) 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位^{*2}が基準値^{*1}及び当該建屋近傍サブドレン水の水位をともに超えていないことを1ヶ月に1回確認する。
- (4) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位の安定性を1ヶ月に1回確認するとともに、当該滞留水の水位が安定していることが確認できない場合、当該滞留水について建屋に貯留する滞留水に該当する旨を当直長に通知する。なお、(3)において施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、第3項に定める表26の2-2の要求される措置を講じることを優先する。
- (5) 水処理計画GMは、排水完了エリアに貯留する残水と判断した滞留水について、排水完了エリアに貯留する残水に該当する旨を当直長に通知する。

3. 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水が、第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表26の2-2の措置を講じる。

表26の2-1

項目	施設運用上の基準
水位安定エリアに貯留する滞留水水位	水位の基準値 ^{*1} 及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと

表 2 6 の 2 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が施設運用上の基準を満足していない場合	A 1. 当該滞留水水位が水位の基準値 ^{※1} を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A 3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 速やかに 以降 3日に1回

※ 1 : 水位の基準値とは、水位安定エリアに貯留する滞留水と判断した時の滞留水の水位をいう。

※ 2 : 塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。

(汚染水処理設備)

第27条

汚染水処理設備は、表27-1に定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、以下の場合は、施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。

- (1) 2号炉及び3号炉のタービン建屋の滞留水水位が T.P. 2,064mm 以下で、動作可能である汚染水処理設備が1設備^{※1}もなくなった場合において、1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合

※1：1設備とは、次のいずれかをいう。

- ①セシウム吸着装置2系列 (Cs/Sr 同時吸着運転) 又は4系列 (Cs 吸着運転)
- ②第二セシウム吸着装置2系列
- ③第三セシウム吸着装置1系列

2. 汚染水処理設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、汚染水処理設備1設備が動作可能^{※2}であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位が T.P. 2,064mm を超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。

※2：本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。

3. 当直長は、汚染水処理設備が、第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表27-2の措置を講じる。

表27-1

項目	施設運用上の基準
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位が T.P. 2,064mm を超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。

表27-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 汚染水処理設備が施設運用上の基準を満足していない場合	A1. 施設運用上の基準を満足させる措置を開始する。	速やかに

(外部電源)

第28条

外部電源は、表28-1で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。

2. 外部電源が前項に定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。

3. 当直長は、外部電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。

表28-1

項目	施設運用上の基準
外部電源	2系列 ^{※1} が動作可能であること

※1：外部電源の系列数は、第29条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。

表 28-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機 ^{※2} 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機 ^{※2} からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機 ^{※2} により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※2：本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。

(所内電源系統)

第29条

所内電源系統は、表29-1で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、以下の場合は施設運用上の基準を満足していないとはみなさない。

- (1) 送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合。
- (2) 第18条及び第27条で要求される設備においては、各条の第1項に定める事項の実施により施設運用上の基準を満足している場合及び免震重要棟においては、免震重要棟ガスタービン発電機自動起動までの一時的な停止の場合。

2. 所内電源系統が前項に定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 当直長は、第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。

3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じる。

表29-1

項目	施設運用上の基準
所内電源系統	第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること

表29-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

(施設運用上の基準の確認)

第30条

各GMは、施設運用上の基準を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。

2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表30に定める範囲内で延長することができる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。
3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、施設運用上の基準を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができる。この結果、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。
4. 各GMは、施設運用上の基準が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の施設運用上の基準を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。
5. 施設運用上の基準を確認するための事項を実施している期間は、当該施設運用上の基準を満足していないと判断しなくてもよい。
6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、施設運用上の基準が満足していないと判断しない。ただし、第31条第2項で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

※1：第30条から第33条を除く。以下、第31条及び第32条において同じ。

※2：第2節で定められた頻度も適用される。

表 3 0

頻 度		備 考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	
1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する。
毎日 1 回		所定の直の時間帯で確認する。
3 日に 1 回	1 日	日単位の間隔で確認する。
1 週間に 1 回	2 日	日単位の間隔で確認する。
1 ヶ月に 1 回	7 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 ヶ月は 3 1 日とする。
3 ヶ月に 1 回	2 3 日	日単位の間隔で確認する。 なお、3 ヶ月は 9 2 日とする。

(施設運用上の基準を満足しない場合)

第31条

施設運用上の基準を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。

2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
3. 各GMは、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。
4. 各GMは、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。
5. 各GMは、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。
6. 各GMは、次の各号を適用することができる。
 - (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施する。
 - (2) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。
 - (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。
 - (4) 当該施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

(保全作業を実施する場合)

第32条

各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に施設運用上の基準外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。

2. 第1項の実施については、第31条第1項の施設運用上の基準を満足しない場合とはみなさない。
3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。
4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、施設運用上の基準外へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。
5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第31条第6項に準拠する。
6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該施設運用上の基準を満足していないと判断する。
7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合は、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。

※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。

(施設運用上の基準に関する記録)

第33条

当直長は、各GMから施設運用上の基準を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)
- (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

2. 当直長は、各プログラム部長及び各GMから第32条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第32条第1項で定める保全作業を実施した場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 第32条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした施設運用上の基準、その時刻及び保全作業の内容
- (2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果
- (3) 施設運用上の基準外から復帰した場合は、復帰した時刻

第 1 1 章 記録及び報告

(記録)

第 8 1 条

組織は、表 8 1 - 1 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。

2. 組織は、表 8 1 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。

表 8 1 - 1

記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
1. 原子炉注水流量 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間
	毎日1回	10年間
2. 原子炉圧力容器底部温度 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間
	毎日1回	10年間
3. 格納容器内温度 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間
	毎日1回	10年間
4. 使用済燃料プール水温 ^{※4}	毎日1回	10年間
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間
6. 短半減期核種の放射能濃度 ^{※2}	1時間ごと	10年間
7. 窒素封入量 ^{※2}	毎日1回	10年間
8. 格納容器水素濃度 ^{※2}	毎日1回	10年間
9. 滞留水水位 ^{※4}	毎日1回	10年間
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ^{※4}	測定の都度	10年間
11. 安全確保設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
13. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ^{※4}	交代の都度	1年間
14. 原子炉に使用している処理水の純度 ^{※2}	測定の都度	1年間
15. 本編で定める施設運用上の基準に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間
16. 施設運用上の基準に関する点検結果及び施設運用上の基準からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、施設運用上の基準からの逸脱があった場合については5年間)
17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5

記録	記録すべき場合※1	保存期間
18. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5
19. 安全確保設備等の事故の原因	同上	※5
20. 安全確保設備等の事故後の処置	同上	※5
21. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間
22. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又配置替えの都度	5年間
23. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
24. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
25. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設※6、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
26. 気体廃棄物の放出箇所※7における放射性物質の濃度及び3月間についての平均濃度	放射性物質の濃度にあつては測定のと都度、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
27. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
28. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※8の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※9
29. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※9
30. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※9
31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※9
32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間
33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※10
34. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※10
35. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間
36. 風向及び風速	連続して※3	10年間
37. 降雨量	同上	10年間
38. 大気温度	同上	10年間
39. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
40. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間
41. 使用前検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間
42. 溶接検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間
43. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。

※2：1号炉，2号炉及び3号炉のみ。

※3：デジタルデータにより保存することができる。

※4：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉のみ。

※5：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

※6：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備については，使用済燃料乾式キャスク仮保管設備内における線量当量率

※7：表42-1に示す放出箇所

※8：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※9：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

※10：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表 8 1 - 2 ※¹¹

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書		
第 3 条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a) ～d)」に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録		
(1) 重要なリスクの報告の記録, 及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	※ 5
(2) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(3) 力量, 教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5 年
(4) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5 年
(6) 業務・特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5 年
(7) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(8) 設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(9) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(10) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5 年

記録	記録すべき場合	保存期間
(11) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(12) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年
(13) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年
(14) 業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(15) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年
(16) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年
(17) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年
(18) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年
(19) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年
(20) 自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年
(21) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年
(22) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年
(23) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年
(24) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年

※ 1 1 : 表 8 1 - 1 を適用する場合は、本表を適用しない。

(報告)

第82条

各プログラム部長，運用部長又は各GMは，次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は，直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合（第31条）
- (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条）
- (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条）
- (4) 福島第一炉規則第18条第2号から第7号，第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合

2. 所長は，前項に基づく報告を受けた場合，社長に報告する。

3. 第1項又は第2項に基づく報告が，不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は，「トラブル等の報告マニュアル」による。

4. 第1項(1)に該当する場合は，「トラブル等の報告マニュアル」に基づき，直ちに原子力規制委員会に報告する。

附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号）

(施行期日)

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条及び第40条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年9月8日 原規規発第2509082号）

(施行期日)

第1条

2. 第60条及び第61条については、1号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年8月20日 原規規発第2508201号）

(施行期日)

第1条

2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年3月28日 原規規発第2503282号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号）

（施行期日）

第1条

3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号）

（施行期日）

第1条

2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から

適用する。

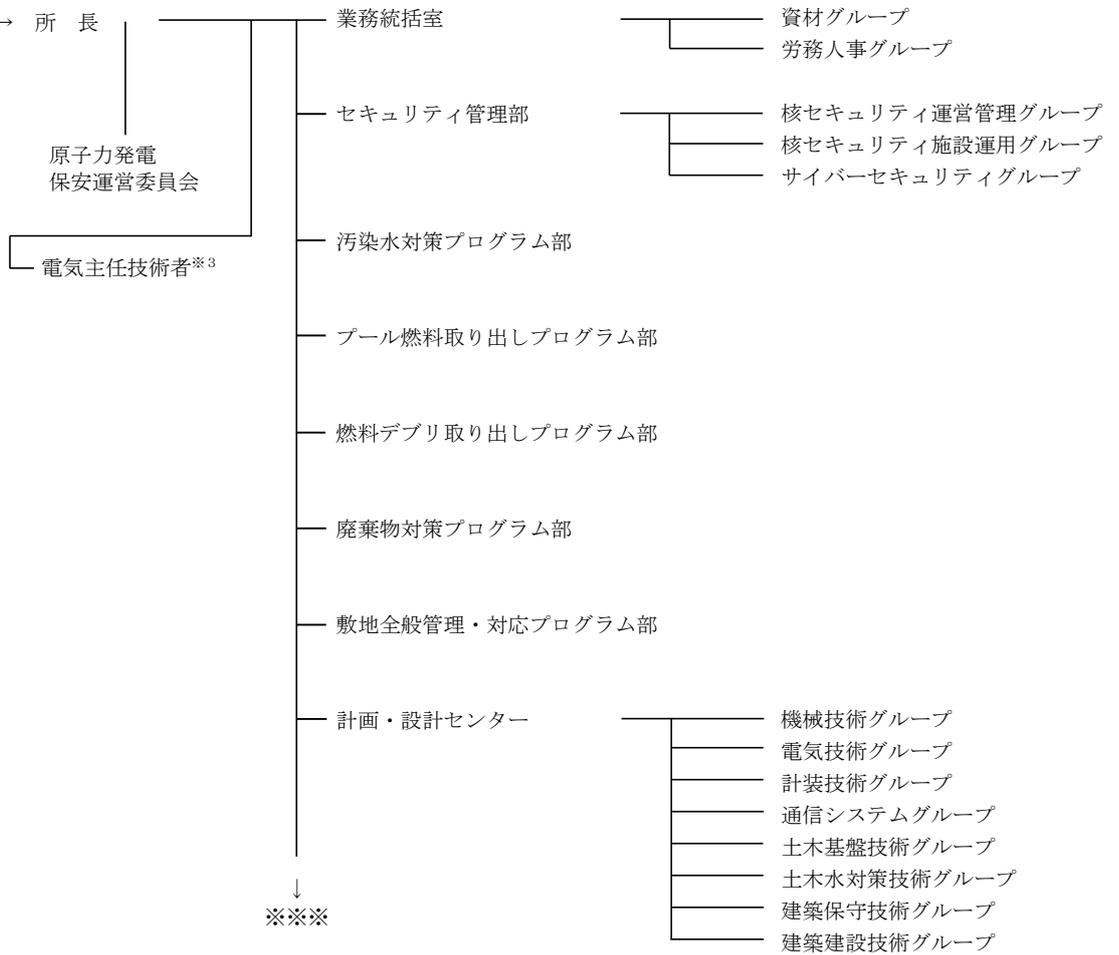
第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

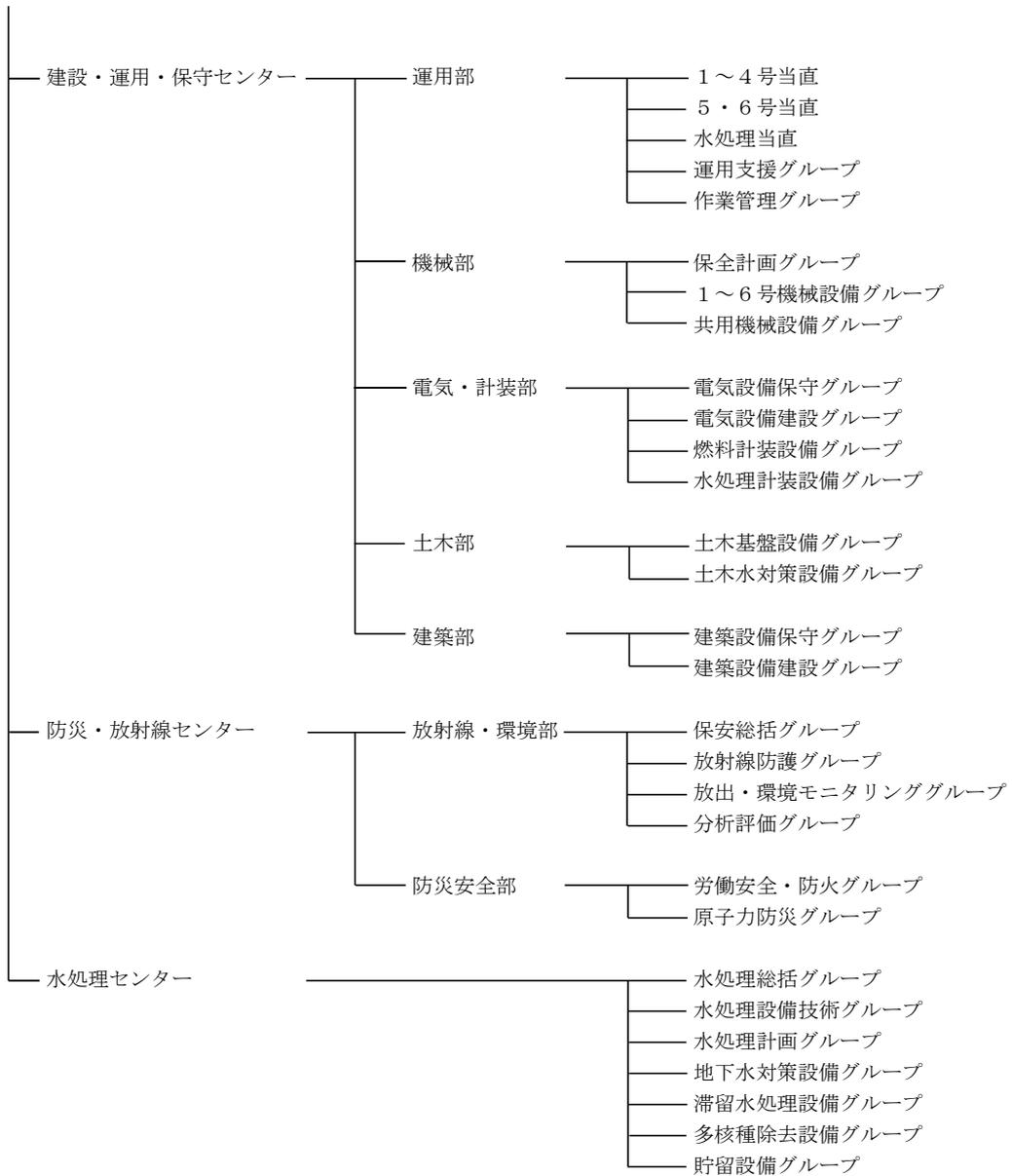
【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者※³

※※→ 所長



※³：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。



(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安全管理基本マニュアル」の中で定める。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
- (3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
- (4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、調達部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人材育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- (5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。
- (6) 廃炉安全・品質室は、原子力安全及び品質保証体系の総括並びに不適合管理に関する業務を行う。
- (7) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
- (8) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。
- (9) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。
- (10) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安全管理基本マニュアル」の中で定める。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。

- (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務

を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。

- (2) 業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。
- (3) セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。
- (4) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。
- (5) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務を行う。
- (6) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。）、原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設等、放射性物質分析・研究施設、大型廃棄物保管庫のプロジェクトの計画及び管理並びに放射性物質分析・研究施設の設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（サイトバンカを除く。）、大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等の管理に関する業務を行う。
- (8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。）
- (9) 計画・設計センターは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る

る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る機械設備，電気設備，計装設備，土木設備，建築設備の設計に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部，燃料デブリ取り出しプログラム部，放射線・環境部，水処理センターが所管する業務を除く。）

- (10) 運用部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部，廃棄物対策プログラム部，土木部，水処理センターが所管する業務を除く。）
- (11) 機械部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部，燃料デブリ取り出しプログラム部，水処理センターが所管する業務を除く。）
- (12) 電気・計装部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る電気設備，計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部，水処理センターが所管する業務を除く。）
- (13) 土木部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。
- (14) 建築部は，1～4号炉に係る安全確保設備等，5号炉及び6号炉に係る原子炉施設，その他安全確保設備等に係る建築設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。）
- (15) 放射線・環境部は，放射線管理，液体・気体放射性廃棄物管理，放射能・化学分析等，放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また，その他安全確保設備等のうち，放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計，建設・設置，保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。
- (16) 防災安全部は，防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。
- (17) 水処理センターは，1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送，処理，貯留及び多核種除去設備等により，トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送，貯留，放出の運転計画，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，汚染水処理設備等，滞留水を貯留している建屋，多核種除去設備等，サブドレン他水処理施設，雨水処理設備等，ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計，建設・設置及び保守管理，ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また，1～4号炉に係る安全確保設備等のうち，ゼオライト土嚢等処理設備，その他安全確保設備等のうち，油処理装置に係る機械

設備の設計，建設・設置，保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等，第二モバイル型ストロンチウム除去装置等，放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備，電気設備，計装設備の保守管理に関する業務を行う。

3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。

- (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 本社各部長（原子力人材育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (4) 各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 計画・設計センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (6) 建設・運用・保守センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (7) 防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (8) 水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (9) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (10) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (11) グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。

(原子炉主任技術者の職務等)

第9条

原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。
- (2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。
- (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。
- (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。
- (5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。
- (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。
- (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。
- (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。

2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

表9-1

条 文	内 容
第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除
第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除
	第7項に定める管理区域の設定及び解除
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画

表9-2

条 文	内 容
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第73条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第74条（保全作業を実施する場合）	必要な安全措置
	施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合
第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置
第121条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合

表 9 - 3

記 録 項 目
1. 運転日誌 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の毎日の補給量
2. 燃料に係る記録 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
3. 引継日誌
4. 放射線管理に係る記録 ・使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量，空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には，その状況
5. 放射性廃棄物管理に係る記録 ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
6. 原子炉施設の巡視又は点検の結果
7. 保安教育の実施報告書

第4章 運転管理

第1節 通則

(構成及び定義)

第11条

本章における原子炉の状態は，原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。

2. 第3節(第72条～第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは，次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ，施設運用上の基準を満足していないと各GM^{※2}が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと各GM^{※2}が判断した場合

※2：各GMが不在で施設運用上の基準を満足していないと判断できない場合は，当直長が施設運用上の基準を満足していないと判断し，要求される措置を開始させる。

3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。
速やかに	第4章運転管理第3節施設運用上の基準において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※ ³ 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。
安全確保設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策

※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

4. 本編における「当直長」とは、5/6号炉の当直長をいう。

第3節 施設運用上の基準

第19条

削除

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第 55 条

使用済燃料プールの水位及び水温は、表 55-1 で定める事項を施設運用上の基準とする。

2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が 65℃以下であることを毎日 1 回確認する。

3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表 55-2 の措置を講じる。

表 55-1

項 目	施設運用上の基準
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下

表 55-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールが施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに その後 毎日 1 回 速やかに

(施設運用上の基準の確認)

第 72 条

各GMは、施設運用上の基準を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。

2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、施設運用上の基準を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができる。この結果、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。
3. 各GMは、施設運用上の基準が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の施設運用上の基準を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。
4. 施設運用上の基準を確認するための事項を実施している期間は、当該施設運用上の基準を満足していないと判断しなくてもよい。
5. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、施設運用上の基準が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。

(施設運用上の基準を満足しない場合)

第73条

施設運用上の基準を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。

2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
3. 各GMは、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。
4. 各GMは、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。
5. 各GMは、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。
6. 各GMは、次の各号を適用することができる。
 - (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断している期間中は、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施する。
 - (2) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。
 - (3) 当該施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

(保全作業を実施する場合)

第74条

各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に施設運用上の基準外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。

2. 第1項の実施については、第73条第1項の施設運用上の基準を満足しない場合とはみなさない。
3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。
4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、施設運用上の基準外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。
5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第73条第6項に準拠する。
6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該施設運用上の基準を満足していないと判断する。
7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。

※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。

(施設運用上の基準に関する記録)

第 75 条

当直長は、自ら施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）
- (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

2. 当直長は、自ら第 74 条第 1 項で定める保全作業を実施した場合又は各プログラム部長及び各 GM から第 74 条第 1 項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 第 74 条第 1 項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした施設運用上の基準、その時刻及び保全作業の内容
- (2) 必要な安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果
- (3) 施設運用上の基準外から復帰した場合は、復帰した時刻

第10章 保安教育

(所員への保安教育)

第118条

原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。

- (1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。
- (2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。
- (3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。

ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

- (4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。

所員への保安教育実施方針(運転員)

中分類	保安教育の内容		内 容	当直長 当直副長	当直主任 当直機操作員	機操作員	燃料取扱業務 燃料取扱業務に 関する者	燃料取扱業務 燃料取扱業務に 関する者	実施時期及び教育時間	
	小分類 (項目)	細目								
関係法令及び保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記 録及び報告に関する規定)の概要、並びに関係法令及び保 安規定の遵守に関する規定	運転士に関する各種職務及び各職務の具体的な役割を確認すべ きこと	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			運転管理 I	運転士上の運則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 II	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 III	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 IV	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 V	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 VI	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 VII	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 VIII	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
			運転管理 IX	運転士上の運則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
稼働率向上及び燃料 取扱業務の効率化に 関すること	燃料取扱業務	燃料取扱業務の概要	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)		
		燃料取扱業務の効率化	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、 主機操作員、副機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)		

◎：全員が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡はあり)

※1：各小分類に再掲されている教育項目は、対象者となった時点から離せられる。

※2：運転員には作業管理/ノウハウ目を含め、

※3：運転士は、同一細目であっても、対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育の中で、複数の細目をカバーする場合はある)

※4：この○枠内は、同一細目でも、対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育の中で、複数の細目をカバーする場合はある)

(上記の事項の細目の時間を免除し、時間ではない)

・各細目の内容が重複に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

第 1 1 章 記録及び報告

(記録)

第 1 2 0 条

組織は、表 1 2 0 - 1 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。

2. 組織は、表 1 2 0 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表 1 2 0 - 1

記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
3. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
4. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
5. 点検・補修等の不適合管理，是正処置，未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
6. 保全の有効性評価，施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針，施設管理の目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
7. 警報装置から発せられた警報の内容 ^{※2}	その都度	1 年間
8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに，これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
9. 施設運用上の基準に関する点検結果及び施設運用上の基準からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間（ただし、施設運用上の基準からの逸脱があった場合については5年間）
10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間
11. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間
12. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間
13. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
14. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
15. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
16. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
17. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
18. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※3の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4
19. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4
20. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4
21. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※4
22. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間
23. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※5
24. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※5
25. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
26. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※5
27. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5
28. 事故の原因	同上	※5
29. 事故後の処置	同上	※5
30. 風向及び風速	連続して※6	10年間
31. 降雨量	同上	10年間
32. 大気温度	同上	10年間
33. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
34. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間
35. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5
36. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5
37. 使用前検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間
38. 溶接検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間
39. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。

※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。

※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

※6：デジタルデータにより保存することができる。

表 1 2 0 - 2^{※7}

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書		
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録		
(1) 重要なリスクの報告の記録, 及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	※5
(2) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
(3) 力量, 教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年
(4) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年
(5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年
(6) 業務・特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年
(7) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(8) 設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(9) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(10) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年

記録	記録すべき場合	保存期間
(11) 設計・開発の変更のレビュー，検証及び妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(12) 供給者の評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年
(13) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年
(14) 業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(15) 組織の外部の者の所有物に関して，組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年
(16) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年
(17) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の，従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年
(18) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年
(19) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年
(20) 自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年
(21) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年
(22) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年
(23) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年
(24) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年

※7：表120-1を適用する場合は，本表を適用しない。

(報告)

第121条

各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第73条)
- (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第88条, 第89条)
- (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第101条)
- (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合
- (5) 第76条第1項に定める異常が発生した場合

2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。

3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。

4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。

附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号）

(施行期日)

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年3月28日 原規規発第2503282号）

(施行期日)

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

1.7 1～4号機の滞留水^{*}とサブドレンの運転管理について

1～4号機のタービン建屋等には、原子炉への注水、雨水の浸入、地下水の浸透等により、滞留水が増加している状況にある。そのため、滞留水移送装置にてタービン建屋等にある滞留水を汚染水処理設備のあるプロセス主建屋、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送することにより、水位調整を行っている。

また、1～4号機のタービン建屋等への地下水の浸透を減少させるため、サブドレン集水設備を稼働させており、サブドレン水位を段階的に低下させている。

一方、本実施計画「Ⅲ第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）」の表26-2では、各建屋からの滞留水の漏えいを防止するために、滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水位より低く保つことを施設運用上の基準として定めていることから、サブドレン水位を低下させつつ、当該事項を満足させるため、滞留水とサブドレンの運転管理を次の通り実施する。

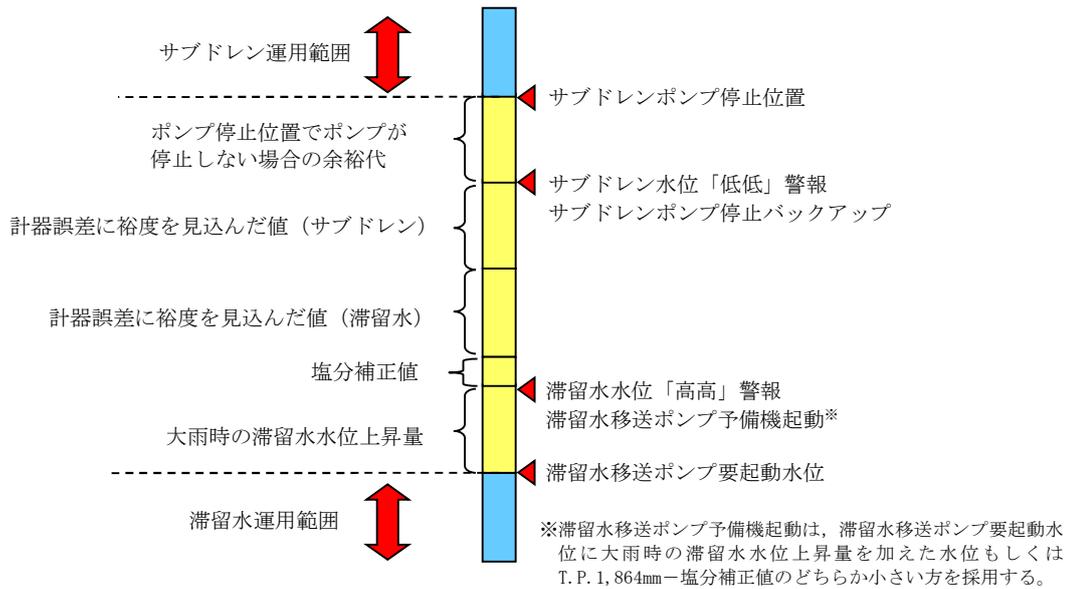
※本章実施計画「Ⅲ第3編1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について」における「滞留水」とは、特に定めがない場合、本実施計画「Ⅲ第1編第11条（構成及び定義）」に定める建屋に貯留する滞留水をいう。

1.7.1 滞留水とサブドレンの水位管理について

滞留水とサブドレンの水位管理において、滞留水は建屋毎に滞留水移送ポンプ要起動水位を定め^{*}、滞留水移送ポンプ予備機起動は滞留水移送ポンプ要起動水位に200mmを加えた水位もしくはT.P.1,864mm－各建屋内滞留水の塩分濃度による比重を考慮した補正值（以下、「塩分補正值」という。）のどちらか小さい方に設定して運転を行う。サブドレンは、ポンプ停止位置を滞留水移送ポンプ要起動水位に800mm+塩分補正值を加えた水位以上に、サブドレンポンプ停止バックアップ位置は滞留水移送ポンプ要起動水位に600mm+塩分補正值を加えた水位以上に設定して運転を行う。水位の設定は建屋内外の水位比較範囲（図-2参照）に従い、建屋毎に定めるものの、全サブドレンのサブドレンポンプ停止バックアップ位置の最小値が、全建屋の滞留水移送ポンプ予備機起動の最大値より高くなるよう設定し、建屋間の水位の設定は極力差をつけないよう運用する。また、2つ以上の建屋と比較するサブドレンで、建屋間で水位の設定が異なる場合は、滞留水移送ポンプ要起動水位が高い方の水位の設定を採用する。ただし、今後の建屋水位低下や連通部の位置関係から、局所的に水位調整が出来なくなるエリアが発生することも想定されるため、このような状態変化に伴って滞留水移送装置にてエリア水抜きが困難となるエリア（水位調整不可能なエリア）については、個別に対応を行う。

また、滞留水とサブドレンの水位差が減少してきた場合に備え、滞留水とサブドレンの水位差（各建屋における滞留水の最高水位と当該建屋近傍のサブドレンの最低水位の差）の運用目標値を定め、当該水位差以下となった場合には警報を発報し、ただちに水位差を広げる措置を講じる。水位差の運用目標値は、滞留水水位計およびサブドレン水位計の計器誤差に裕度を見込んだ値に余裕をもって、450mm+塩分補正值以上に設定する。

※滞留水移送ポンプ要起動水位を定める際には、制御用水位計だけでなく、監視用水位計も考慮し、各設置エリアの床面より高く設定する。



	設定の考え方	設定値
サブドレン	ポンプ停止位置でポンプが停止しない場合の余裕代	+200mm
	水位計の計器誤差に余裕を見込んだ値	+200mm
滞留水	水位計の計器誤差に余裕を見込んだ値	+200mm
	塩分補正值	—※
	大雨時の滞留水水位上昇量	+200mm

※各建屋の塩分濃度のサンプリング結果に基づき設定

図-1 滞留水とサブドレンの水位管理

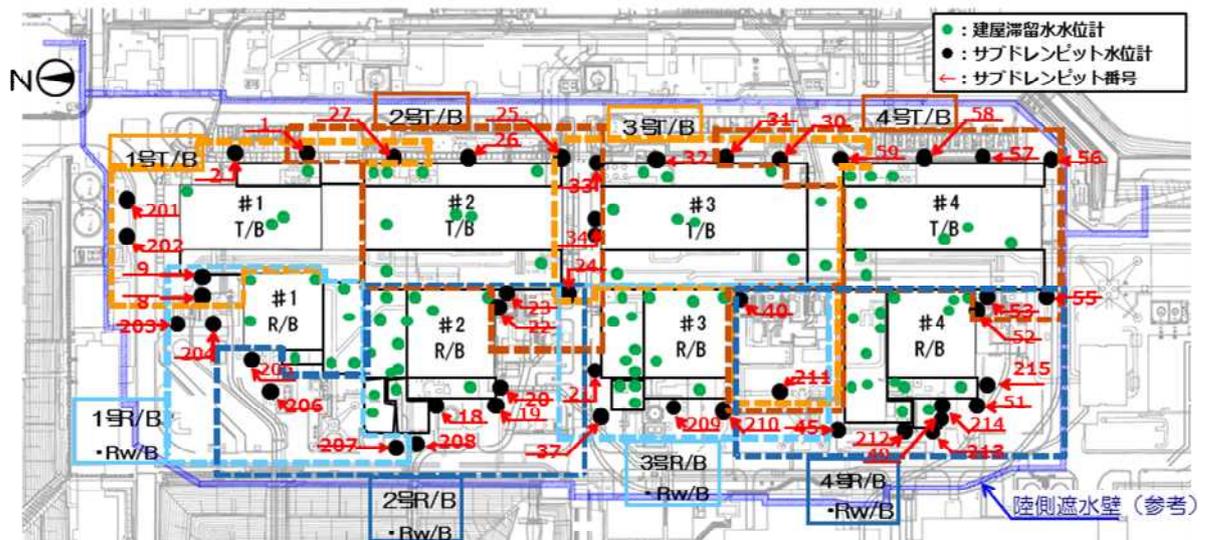


図-2 建屋内外の水位比較範囲

1.7.2 警報発生時の対応フロー

滞留水移送装置およびサブドレン集水設備の警報発生時は、図-3、図-4のフローに基づき、対応を行う。

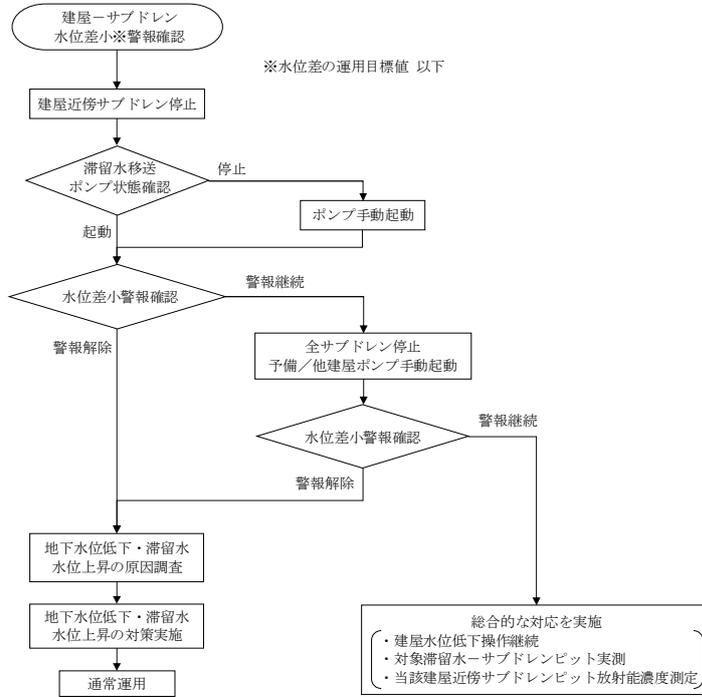
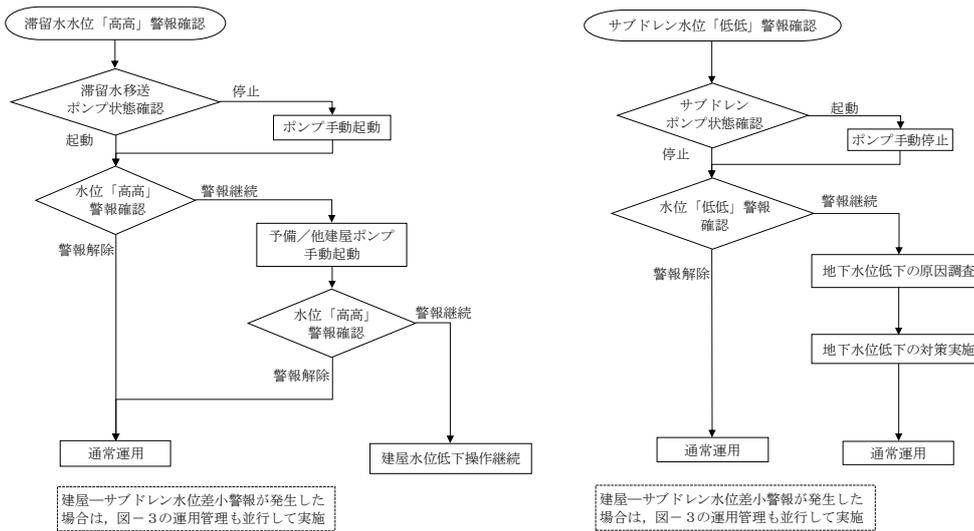


図-3 滞留水とサブドレンとの水位差に関する運用方法



(a) 滞留水

(b) サブドレン

図-4 滞留水とサブドレンの水位に関する運用方法

1.7.3 滞留水移送ポンプ要起動水位およびサブドレン稼働水位の設定

- (1) 滞留水移送ポンプ要起動水位を低下させる場合は、事前に滞留水水位が新たに定めようとする滞留水移送ポンプ要起動水位以下であることを確認した後、滞留水移送ポンプ要起動水位を低下させる。ただし、低下後の水位が未経験な水位の場合は、低下させた水位で維持出来ることを、一定期間（2, 3日程度）確認した後、滞留水移送ポンプ要起動水位を低下させる。その後、サブドレンと滞留水の水位差^{*}が確保できること、滞留水の移送先の受け入れ容量が十分であることが確認できれば、滞留水の流出リスクがないと判断し、サブドレンと滞留水の水位差^{*}を維持しつつ、サブドレンポンプ停止位置を変更する。
- (2) 滞留水移送ポンプ要起動水位は通常時は T. P. 1, 664mm－塩分補正值以下に定めて運用するが、地下水流入抑制効果やタンク建設状況、降雨による一時的な流入量増加によって、建屋への流入量がタンク容量を逼迫させる恐れがある場合に、滞留水水位「高高」警報が発報しない水位（T. P. 1, 864mm－塩分補正值未満）を上限として、滞留水移送ポンプ要起動水位を上げる。このような場合においても、各建屋近傍のサブドレンとの水位差^{*}を維持するよう水位管理を行う。

※サブドレン水位がポンプ停止位置を上回り、汲み上げ可能なサブドレン（稼働サブドレン）は 800mm＋塩分補正值 以上水位差を確保するものとし、サブドレン水位がポンプ停止位置を下回り、汲み上げ不可能なサブドレン（非稼働サブドレン）は 450mm＋塩分補正值 以上水位差を確保する。

1.7.4 排水完了エリアに貯留する残水等の水位管理について

- (1) 排水完了エリアに貯留する残水は、水位が安定していること等を確認出来た範囲内で水位管理するための運用目標値を図－5に従って定め、適切な頻度で水位監視を行う。排水完了エリアに貯留する残水とは、建屋に貯留する滞留水と水位が連動しておらず、滞留水を排水可能限界レベルまで排水し、水位計測が困難^{*}となるエリアを示す。当該エリアにおいて、雨水の浸入、地下水の浸透等が運用目標値以下で発生した場合は(2)に準じた排水を適宜実施する。当該エリアの水位が運用目標値を超えた場合は速やかに排水を実施するとともに、水位が運用目標値を下回るまでは日々の水位監視を行う。また、水位の安定が確認出来ない場合は、排水可能限界レベルまで排水を継続する。

建屋に貯留する滞留水のうち滞留水移送装置での水位調整が不可能なエリアにおいて、サブドレン水位より高い水位が確認された場合は、原則可能な限り排水を実施する。

水位安定エリアに貯留する滞留水において、水位が基準値及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えた場合は速やかに排水を実施するとともに、水位が基準値及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位のいずれかを下回るまでは日々の水位監視を行う。

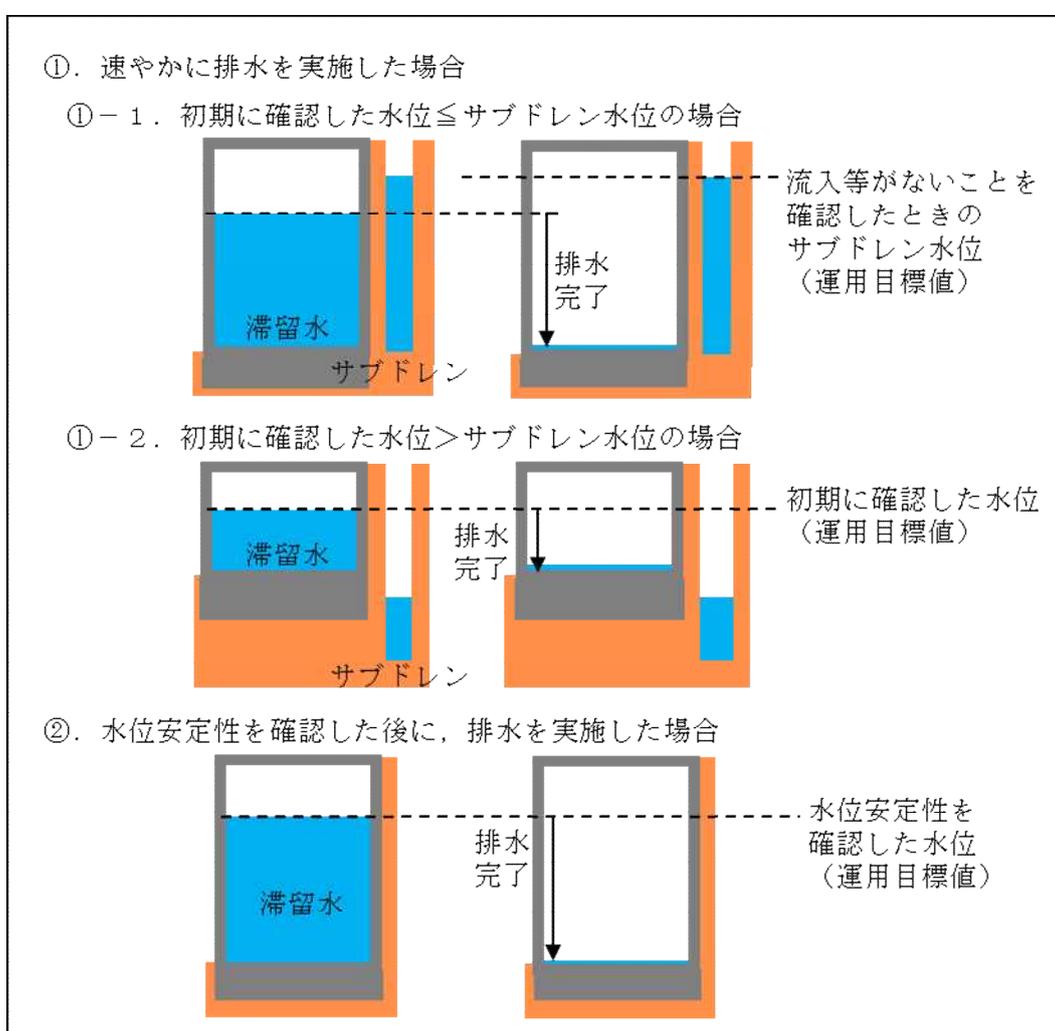
床面以下に貯留する残水は、運用目標値を定めて適切な頻度で水位監視を行う。運

用目標値は、当該エリアが他のエリアと連通する水位以下に設定する（図－6）。水位の確認について、水位確認できる箇所は当該水位計、水位確認できない箇所は近傍エリアの水位計にて実施する。水位が運用目標値を超えた場合は、運用目標値以下まで排水を実施する。

床面以下に貯留する残水について、排水可能限界レベルまで排水が可能となった場合は、水位が連動していないことを確認し、排水を実施の上、排水完了エリアに貯留する残水と水処理計画GMが判断する。

床面以下に貯留する残水の対象エリアを表－1と図－7、図－8に示す。

※概ね 20mm 以下の残水があるエリアについては、水位計測が困難となるエリアとみなす。



図－5 運用目標値の設定根拠

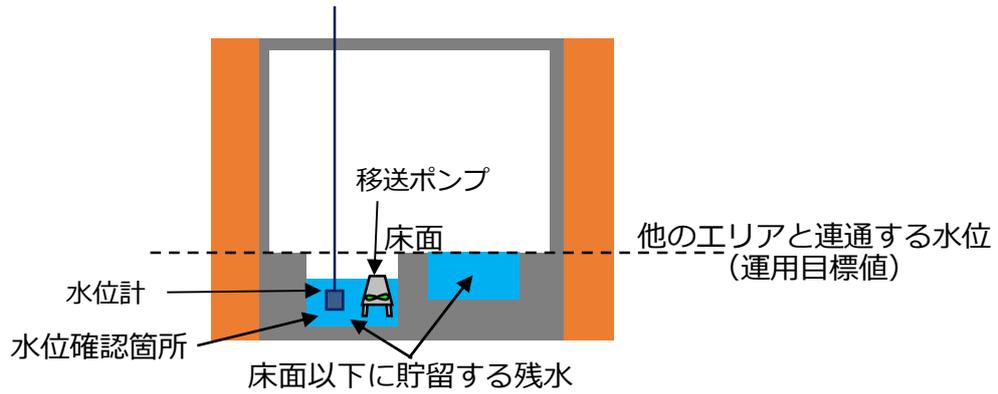


図-6 床面以下に貯留する残水の運用目標値

表-1 床面以下に貯留する残水

号機	建屋	対象エリア
1号機	タービン建屋	<ul style="list-style-type: none"> 床ドレンサンプ 機器ドレンサンプ 復水ポンプ配管トレンチ 復水ポンプピットA 復水ポンプピットB 復水ポンプピットC 給水加熱器ドレンポンプピットA 給水加熱器ドレンポンプピットB
	廃棄物処理建屋	<ul style="list-style-type: none"> 床ドレンサンプA 床ドレンサンプB 高電導度廃液サンプ

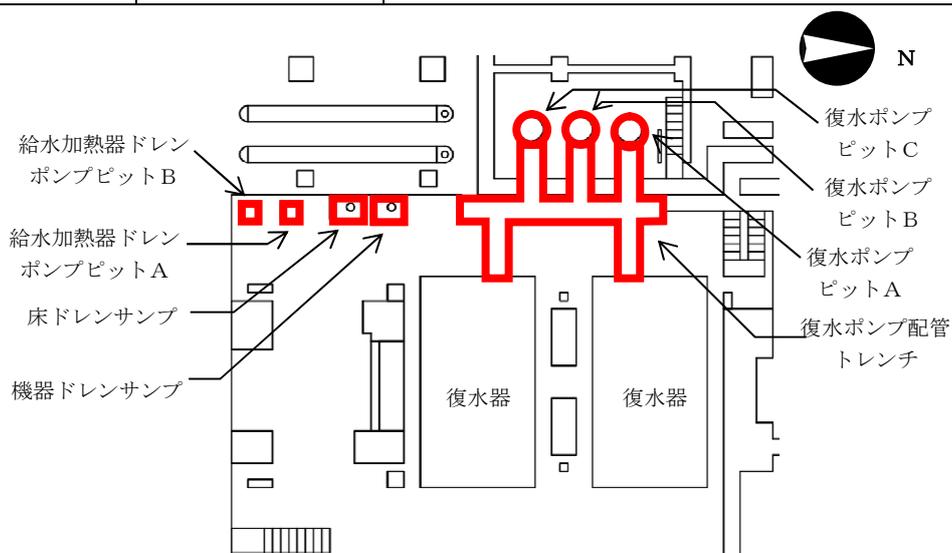
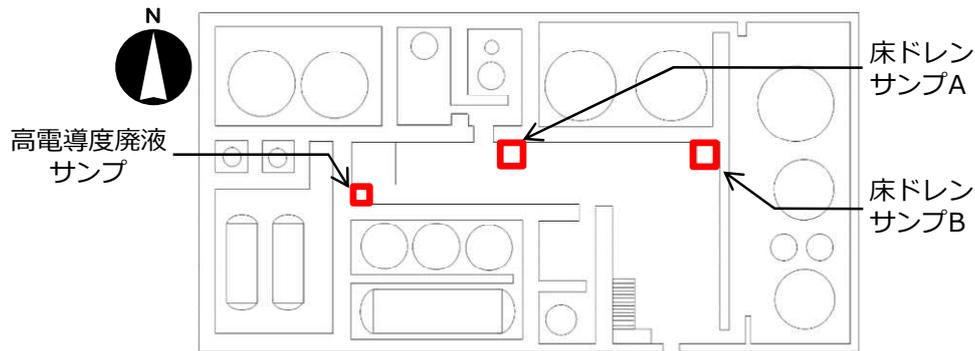


図-7 1号機タービン建屋最下階平面図



図－8 1号機廃棄物処理建屋最下階平面図

(2) 建屋に貯留する滞留水のうち、滞留水移送装置での水位調整が不可能なエリアの滞留水において、サブドレン水位より低い場合は、必要に応じて一時的な排水を実施する。

排水は、滞留水移送装置での水位調整が可能なエリアに排水が可能な方法とし、排水ポンプ、移送ホース等で構成した排水ラインで行う。排水作業前には、移送先の水位状況から、必要に応じて事前に移送先の水位を低下させる措置を行う。排水作業は、当該エリア及び移送先の水位状況を確認しながら段階的に水位を低下させ、必要に応じて移送中に移送先の水位を低下させる措置を行い、排水可能な水位の下限まで排水したことを確認し完了とする。作業完了後、構成した排水ラインを撤去する等の措置を行う。排水ラインの撤去により発生する瓦礫類は表面線量率に応じて定められた屋外の一時保管エリアへ搬入する。発生する瓦礫類の見込量を表－2に示す。

排水時の漏えいの発生を防止するため、移送ホースは二重構造とするとともに、移送ホースの接続部を固縛することにより接続部が外れない処置を実施する。また、漏えい水の拡大を防止するため、移送ホースの接続部を袋で養生すること及び接続部の下に漏えい水を受ける容器等を設置する（図－9）。屋外の土壌の上に移送ホース等を敷設する場合は、損傷防止対策としてチガヤ対策シートを使用する。

原則として雨天時等の漏えい発生時発見が困難な状況においては、排水を中止する。

排水作業前には、ろ過水等による排水ラインへの通水により漏えい確認を行う。また、万一の漏えいを考慮し、排水時の現場の目視確認（カメラによる遠隔での確認も含む）もしくは漏えい検知器により漏えいの検知を常時行い、漏えいが確認された場合は速やかに排水ポンプを停止させる措置を行う。屋外に排水ラインを敷設する場合は、漏えいを検知したら直ちに排水ポンプを停止できるよう、作業員を配置する。屋外の排水ラインは、図－10に示したルートとする。

作業前に必要に応じ遮蔽等により作業エリアの線量低減対策を行うとともに、可能な限り遠隔での漏えい検知を行うことにより、作業時の被ばく低減を図る。また、排水中は不用意に人や車両が近づかないようにするため、排水ルートの周りに区画（柵等）や注意喚起の表示を設置する。

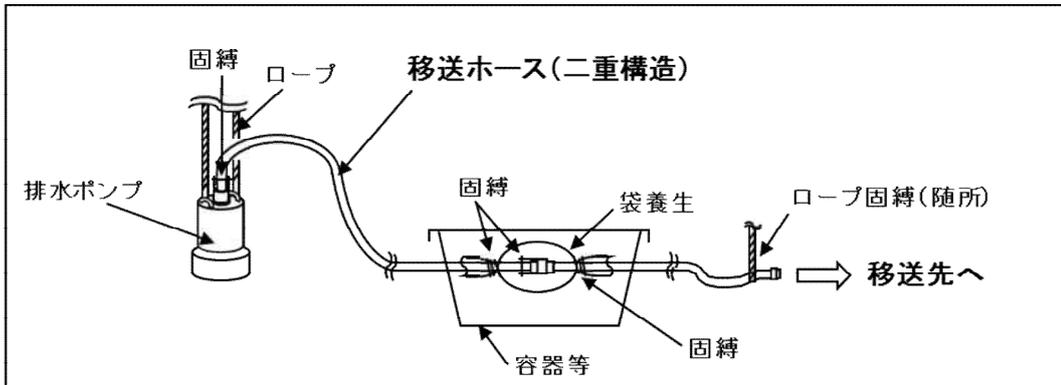
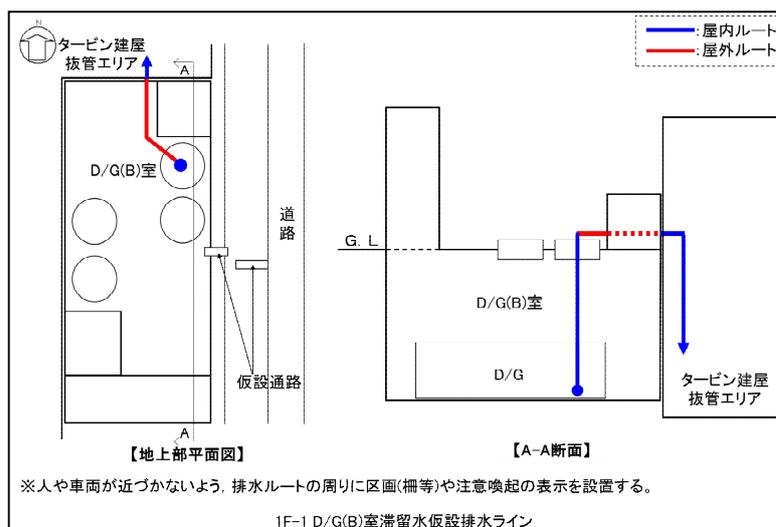


図-9 排水概要図 (例)

表-2 瓦礫類発生見込量

号機	対象エリア	瓦礫類発生見込量	搬入予定の屋外の一時保管エリア
2号機	D/G (A) 室・バッチ油タンク室 消火ポンプ室	13m ³	受入目安表面線量率 1mSv/h 以下 (X1、W1、W2 エリア)
3号機	D/G (A) 室・バッチ油タンク室 消火ポンプ室・T/B 地下階北東廊下		
4号機	D/G (A) 室・バッチ油タンク室		



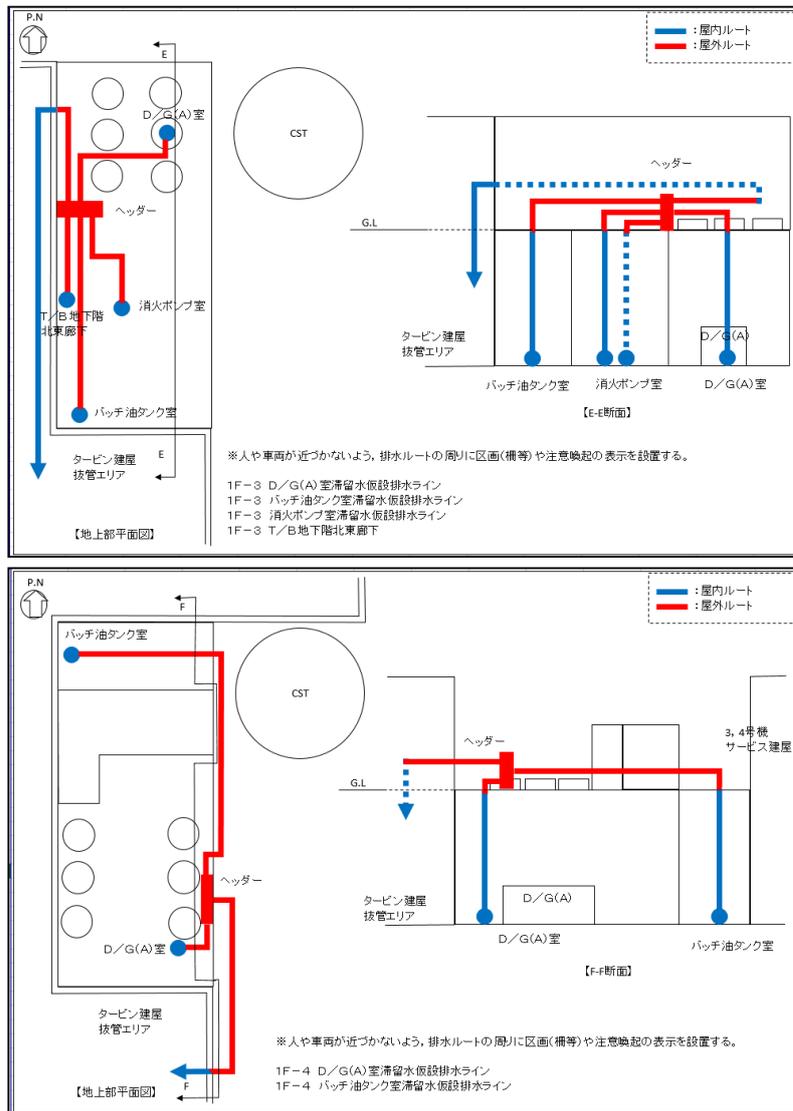


図-10 屋外排水ライン概略図

1.7.5 その他の管理

- (1) 滞留水の水位監視に問題ないことを確認するため、全ての滞留水水位計について適切な頻度で点検等を実施し、計器誤差に裕度を見込んだ値を超えないように管理する。
- (2) 滞留水移送装置の監視用水位計設置箇所（滞留水移送装置での水位調整が不可能なエリアを除く）のうち、制御用水位計設置箇所と比較し偏差が確認された場合は、建屋内水位偏差管理フロー（図-11）に基づき対応を行う。

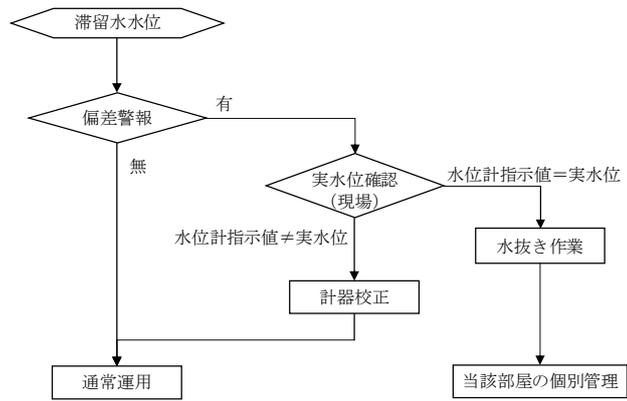


図-1.1 建屋内水位偏差管理フロー